

資料5

新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点について

平成16年10月7日

岩男壽美子 内永ゆか子 神田 道子
君和田正夫 住田 裕子 橋木 俊詔
林 誠子 原 ひろ子 平山 征夫
福原 義春 古橋源六郎 山口みつ子

平成16年7月28日の内閣総理大臣からの諮問を受け、男女共同参画会議では、政府が男女共同参画基本計画を策定する際の基本的考え方の検討を開始する。

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法の前文に規定されているよう に21世紀の我が国の最重要課題であり、総合的な構造改革を進める上で極めて重要な位置を占めるものである。また、少子化対応や、男女がお互いにその人権を尊重しつつ生涯にわたって安心して暮らすためにも不可欠である。

しかしながら、女性の社会進出度を国連が毎年発表しているジェンダー・エンパワーメント指数（G E M）で見ても我が国は78カ国中38位に止まっており、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層進める必要がある。

このような最重要施策の推進において根幹となる新たな男女共同参画基本計画は、現行計画策定後の新たな経済社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの参画会議決定や関連提言の内容を基本計画に位置付け、施策の前進を図るものでなければならない。また、より実効性が上がるようなものでなければならない。そのため、達成目標や実施期間について可能な限り定量的に記述するとともに、内閣府及び関係省庁において評価や影響調査を行うことなど、施策の遂行を担保する方策について検討する必要がある。

また、基本的考え方の検討に当たっては、特に、以下のような論点を踏まえる必要があると考える。

（女性のチャレンジ支援の推進）

1. 男女共同参画社会へのあゆみが緩やかである現状を踏まえ、ポジティブ・アクションを、その前提としての女性の人材開発を含め強力に推進する必要がある。このため、女性のチャレンジ支援策の充実・強化を図り、社会のあらゆる分野において、「指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になるよう期待」するという閣議決定の着実な達成を図る。

（ジェンダーに敏感な視点の定着）

2. 男女の人権が尊重され、男女共同参画に関する理解を深め、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させることが、11の重点目標の各分野及び他の政策の推進において重要な基盤となることについて、基本的考え方として明確にする。なお、ジェンダーに関しては誤った認識が見られるが、これについて是正に努める。

(新たな分野への取組)

3. 現行計画の11の重点目標に限らず、関連するあらゆる施策に男女共同参画の視点を持って取り組むことが重要である。特に、女性研究者の登用の促進や、観光、まちづくり、地域おこし、環境対策、科学技術分野の政策決定過程への女性の参画の促進等については重点的に取り組む必要があり、それらについて明確に記述する。

(パート等の均等待遇の確保と働き方の見直し)

4. パートを始め多様な就業形態の労働者が増加しているが、これらの者に対する均等待遇を確保する必要がある。このことは、男女ともに働き方を希望に応じて選ぶことを可能にし、ひいては持続可能な社会保障制度の構築にもつながる。また、少子化対応ともなり得るよう、労働時間の短縮を図るなど働き方の見直しを進める。

(様々なネットワークづくりの推進)

5. 多様な価値観の下、個性を生かしつつ共に生きることが出来る男女共同参画社会の実現に向けて、地域活動、NPO活動等のネットワークや、個々人の生き方を支援する社会の安全網としてのサポートシステム等、様々なネットワークを構築することが重要であり、このようなネットワークづくりを推進する。